

## 〔R0221〕 建築士法

建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 工事監理を行う一級建築士は、工事監理の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示し、工事監理を終了したときには、直ちに、その結果を建築主に工事監理報告書を提出して報告しなければならない。
2. 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。
3. 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。
4. 建築士事務所に属する設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。

〔R0221〕 正答 2

1. 正しい。士法19条の2により、一級建築士等は、設計等の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証等を提示しなければならない、士法20条3項により、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書等の文書で建築主に報告しなければならない。
2. 誤り。士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合に、工事が設計図書どおりに施工されていないと認めるときは、直ちに工事施工者にその旨を指摘して設計図書どおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。特定行政庁ではない。
3. 正しい。士法22条の2第一号及び四号により、建築士事務所に属する一級建築士は、法別表2(1)項の講習を受講しなければならない、構造設計一級建築士は、法別表2(4)項の講習を受講しなければならない。したがって、構造設計一級建築士は、両方の講習を受けなければならない。つまり、構造設計一級建築士の定期講習を受けることで一級建築士定期講習を受けなくてもよいとする規定はない。なお、士法規則17条の37第4項及び5項により、建築士事務所に属する建築士で、一級建築士、二級建築士及び木造建築士等複数の資格を有するものは、二級建築士及び木造建築士については、その上位資格の講習を受けることで、定期講習を受けたものとみなされる。
4. 正しい。士法10条の3第2項により、設備設計一級建築士は、一級建築士として5年以上設備設計に従事した後、登録機関が行う講習の課程を修了し、申請により国土交通大臣から設備設計一級建築士証の交付を受けたものである。したがって、「設備設計一級建築士」は一級建築士として、設計等の業務をすることができる。